

各 部 局 長  
公 營 企 業 管 理 者  
教 育 本 部 長  
警 察 本 部 長  
建 設 交 通 部 各 課 ( 所 ) 長

} 様

建設交通部長

工事請負契約における工事検査結果等の通知に関する  
取扱いについて（通知）

このたび、工事請負契約における工事検査結果等の通知に関する取扱いを次のとおり定めたので、通知します。

- 1 工事検査結果等の通知の様式について
  - (1) 第31条（検査及び引渡し）関係等  
工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）を実施した場合、当該検査の結果を様式1により乙に通知すること。また、完成検査において、工事目的物を最小限度破壊して検査する必要があると認められる場合、様式2により乙に通知すること（第31条第2項）。  
なお、中間検査を行う場合についても、同様とすること（第32条第2項）。
  - (2) 第37条（部分払い）関係  
部分払いの請求に係る出来形部分等の確認をするための検査（以下「既済部分検査」という。）を実施した場合、当該検査の結果を様式1により乙に通知すること。また、既済部分検査において、工事目的物を最小限度破壊して検査する必要があると認められる場合、様式2により乙に通知すること（第37条第3項）。
  - (3) 第39条（部分引渡し）関係  
指定部分に係る工事の完了を確認するための検査（以下「指定部分検査」という。）を実施した場合、当該検査の結果を様式1により乙に通知すること。また、指定部分検査において、工事目的物を最小限度破壊して検査する必要があると認められる場合、様式2により乙に通知すること（第39条第1項）。
- 2 工事検査結果等の通知の時期について
  - (1) 検査の結果の通知  
契約担当者は、秋田県工事検査規程（昭和51年秋田県訓令第8号）第5条に定める検査員（以下「検査員」という。）から検査報告書が提出された後、速やかに当該工事の請負者に通知すること。
  - (2) 破壊検査の理由の通知  
契約担当者は、検査員から工事目的物を最小限度破壊して検査する旨の連絡又は通知があった後、速やかに当該工事の請負者に通知すること。
- 3 施行時期  
この取扱いは、平成13年9月1日から施行するものとする。
- 4 その他  
既に工事検査結果等の通知の様式を定め、これを使用している場合は、これによることができる。

様式 1

平成〇〇年〇月〇日

(契約の相手方)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

契約担当者

印

検 査 結 果 通 知 書

工 事  
次の 既済部分に係る工事 について、(中間) 検査の結果合格しましたので、  
指定部分に係る工事

契約事項第〇〇条第〇項に基づき通知します。

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
工期	着工年月日 自 平成 年 月 日
	完成年月日 至 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
※既済・指定部分	

(注) 1 不要な文字は抹消する。

2 ※印は、既済部分及び指定部分がある場合に記入する。

様式 2

平成〇〇年〇月〇日

(契約の相手方)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

契約担当者

印

破 壊 検 査 理 由 通 知 書

工 事  
次の 既済部分に係る工事 において、最小限度破壊して検査する必要があると  
指定部分に係る工事

認められるので、契約事項第〇〇条第〇項に基づき通知します。

工 事 名	
工 事 番 号	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
破 壊 す る 工 事 目 的 物	
破 壊 検 査 を 行 う 理 由	

(注) 不要な文字は抹消する。